

表題部所有者の登記をした旨のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項に規定する登記を行ったので、第16条の規定により、お知らせします。

令和6年3月22日 大津地方法務局高島出張所 登記官 河井恒祐

記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
第1608-2022-0011号	高島市新旭町饗庭字南谷2651番
第1608-2022-0012号	高島市新旭町饗庭字南谷2679番1